⑷　債務保証に関する注記

支払保証立担保について被援助者に対して債務保証を行っております。

債務保証額　683,618,000円

3．損益計算書関係

ファイナンス・リース取引、資産除去債務及び為替変動が損益に与える影響額は、1,321,393円、△14,341,525円及び△12,409円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、66,225,885円であります。

4．キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高と貸借対照表の科目との関係

現金及び預金　5,440,503,888円

定期預金　△100,000,000円

資金期末残高　5,340,503,888円

5．行政サービス実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額のうち国からの出向職員に係るものの額は、13,813,336円であります。

6．重要な債務負担行為

次期以降に係る重要な債務負担行為は、以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 第三世代シンクライアントシステムの構築委託契約 | 307,007,885円 |
| 業務統合管理システム等の再構築委託契約 | 581,817,600円 |
| 第三世代インフラ共通基盤の構築委託契約 | 792,806,400円 |

7．重要な後発事象

該当事項はありません。

8．固有の表示科目の内容

民事法律扶助立替金

総合法律支援法第30条第１項第２号及び東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（震災特例法）第３条第１項第１号に規定する立替金であります。平成24年４月１日より施行となった震災特例法による立替金は、当期首における残高が197,164,394円であったところ、当期中に新たに31,012,442円が発生し、24,939,253円が被援助者より償還され、また3,092,205円が償還免除となった結果、当期末における残高は200,145,378円となっております。

9．金融商品の状況に関する事項

資金運用については安全性の高い預金等に限定しております。

また、民事法律扶助業務により発生する立替金及び未収金は、国内の個人に対するものであり、立替先等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。この信用リスクの管理として、債権管理要領等に従い、償還状況をチェックし、債権ランク付けを行い、滞納者に対する定期的な督促を実施するなど、債権管理に対する体制を整備し運用しております。

10．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| ⑴現金及び預金 | 5,441 | 5,441 | — |
| ⑵未収金 | 536 | | |
| 貸倒引当金 | △ 348 | | |
| | 187 | 187 | 0 |
| ⑶民事法律扶助立替金 | 28,783 | | |
| 貸倒引当金 | △ 20,600 | | |
| | 8,183 | 8,204 | 21 |
| ⑷長期性預金 | 200 | 200 | — |
| ⑸破産更生債権等 | 10,941 | | |
| 貸倒引当金 | △ 10,941 | | |
| | — | — | — |
| ⑹未払金 | (3,953) | (3,953) | — |
| ⑺預り金 | (139) | (139) | — |
| ⑻リース債務 | (36) | (36) | (0) |
| ⑼長期リース債務 | (83) | (77) | (△ 6) |

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

⑴現金及び預金、⑹未払金並びに⑺預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵未収金及び⑶民事法律扶助立替金

民事法律扶助立替金及び未収金のうち、一般債権については、期間に基づく区分ごとに、与信管理上の信用リスクを考慮した将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。また、貸倒懸念債権については、個別に回収可能性を勘案して貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑷長期性預金

長期性預金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑸破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収可能性を勘案して貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑻リース債務及び⑼長期リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）敷金・保証金（貸借対照表計上額149,449,894円）及び長期預り金（同100,000,000円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。